（令和6年5月時点）

⚠ご注意ください！

令和6年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は、券面記載の有効期限まで有効です。

とっても カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを保険証として登録
できます！

2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

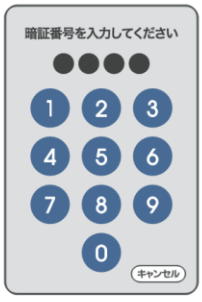

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

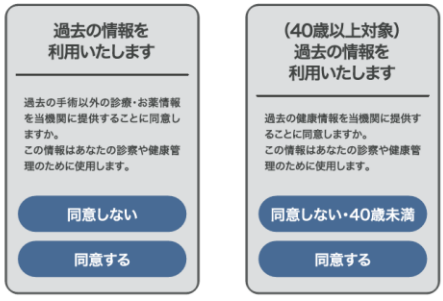

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

マイナンバーカードを保険証として利用するための準備がまだの方は、以下２つをお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機から申請

STEP2.

マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録方法は選択可能です

① 医療機関・薬局に設置の
「カードリーダー」で行う
② 「マイナポータル」で行う
③ 「セブン銀行 ATM」で行う

マイナンバーカードを使うメリット

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

② 医療費を節約できる

皆さまの保険料で賄われている医療費が、紙の保険証よりも20円節約でき、自己負担も低くなります。

③ 高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナンバーカードが使える医療機関であれば、市役所で限度額適用認定証等の交付を受けなくても、受診時に限度額情報提供の同意で高額療養費制度における限度額を超える支払（※）が免除されます。

※世帯主及び世帯内の国保加入者全員の確定申告等がされていない場合、適正な限度額にならないことがあります。また、国民健康保険税に滞納がある場合は、限度額適用の対象外となります。

令和6年12月2日（月）以降、保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が郵送交付され、引き続き、保険診療で受診することができます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

瀬戸内市